

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ

インクルーシブ教育システムの構築に向けて！

「交流及び共同学習」実践ガイドブック

Vol. 2

Q&A



新潟県特別支援学校長会

「交流及び共同学習 実践ガイドブック Q&A」 発刊に寄せて

新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室長 根津 博人

交流及び共同学習実践ガイドブック Vol.2 の発刊、おめでとうございます。

昨年度末に発刊した Vol.1 は、これからの交流及び共同学習の在り方や事例等が内容の中心でしたが、今回の Vol.2 は、実施上の配慮事項等がQ & A方式で具体的に書かれており、活用のしやすさを考えた改訂になっています。ガイドブックを作成された特別支援学校長会に対しましては、ご尽力に深く感謝申し上げますとともに、心より御礼申し上げます。

共生社会の形成においては、障害のある人となない人との互いの理解や、ともに活動する機会の設定が不可欠であることから、交流及び共同学習の重要性は、論を待つまでもないことと考えます。一方で、「事前の十分な打合せができない」「単発の活動になりがちである」等の課題が明らかになってきており、これらの課題解決のために、交流及び共同学習の見直しを図っていく必要があります。各学校においては、交流及び共同学習の実施だけでよしとせず、目的、内容、方法等を十分に吟味し、地域や学校の実情等を踏まえた着実な授業改善をお願いいたします。

質の高い交流及び共同学習は、双方の児童生徒の心に響き、豊かな人間性を育むだけでなく、地域生活の中で自然な関わりが生まれるなど、学校外においても波及効果を生み出します。各学校においては、本ガイドブックを活用した見直しを着実に進めていただき、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分考慮した、組織的、計画的、継続的な交流及び共同学習となることを期待しています。

は じ め に

新潟県特別支援学校長会 会長 外山 武夫

共生社会の実現を目指して、今までインクルーシブ教育システムの構築と推進が行われていました。少しずつ成果が上がっていると実感しています。新潟県特別支援学校長会でも一層の実現を図るため検討を重ね、昨年度「交流及び共同学習実践ガイドブック Vol. 1」を発行いたしました。今年度はこのガイドブックを基に、多くの学校で交流及び共同学習の実践が深められていたことを嬉しく思っています。

いよいよ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が今年の4月1日から施行となります。また、新潟市では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が昨年の10月1日に制定され、同じく今年の4月1日から施行されます。

いずれも、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を関係事業者に求めています。民間事業者に求められているだけでなく、県庁や市役所を始めとして、小中学校、高等学校等の全ての学校では、これらの提供が義務となります。

そこで、今年度は、交流及び共同学習の更なる充実に寄与すべく「交流及び共同学習実践ガイドブック Vol. 2」を作成いたしました。昨年度の Vol. 1 では、どちらかというと理論編が主で概要版の趣きでしたが、今年度の Vol. 2 は先に述べた法律や条例の施行を鑑み、実践を行う上で直面するであろう様々な課題の解消に力点が置かれています。加えて、特別支援学校に在籍する児童生徒の「居住地校交流」の拡大に資する資料も添付いたしました。

これらの冊子を活用し、全ての児童生徒にとって意義のある交流及び共同学習が、県内のより多くの学校で取組まれることを期待しています。

もくじ

「交流及び共同学習 実践ガイドブック Q&A」発刊に寄せて （新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室長 根津 博人） はじめに （新潟県特別支援学校長会 会長 外山 武夫）	1
もくじ	2
＜交流及び共同学習に関する動向＞	4
1 国際的動向からの「交流及び共同学習」	
2 次期学習指導要領で求められる姿から	
3 H28 年「障害者差別解消法」が施行されます。	
4 「交流及び共同学習」から学びを深めたある実践・・・	
＜全体事項＞	
Q 1 「交流及び共同学習」はなぜ取り組まなければならないのでしょうか？	8
Q 2 特別支援学校(学級)と通常学級の児童生徒それぞれに効果はあるのでしょうか？	10
Q 3 「交流及び共同学習」を計画的に実施する上で、教育課程に位置付けることが大事だと言われています。具体的にはどのようにするのですか。	11
Q 4 「交流及び共同学習」の形態はどのようなものがありますか？	12
Q 5 多くの小中学校には特別支援学級があり、日常的に交流学習を行っています。校内の交流と特別支援学校との「交流及び共同学習」について、どのように関連付けていくと良いのでしょうか？	13
Q 6 「交流及び共同学習」に係る費用はどうか？	14
Q 7 「交流及び共同学習」で事故が起きたときの責任の所在はどちらの学校にありますか？	14
Q 8 「交流及び共同学習」での保護者との連携は、どのようにしていけばいいのでしょうか？	15
＜居住地校交流＞	
Q 9 特別支援学校の児童生徒が、居住地の学校と「交流及び共同学習」を行うことはできますか？	16
Q 10 「居住地校交流」をしたいが、居住地に特別支援学級がない場合はどうしたらよいか？	17
Q 11 いろいろな事情から「居住地校交流」を希望しない場合はしなくともよいですか？	18

《事前》

- Q12 「交流及び共同学習」の事前学習は必要ですか？ 19
- Q13 「交流及び共同学習」の事前準備が大変と言われるますが、どんな準備が必要ですか？ 20
- Q14 事前学習で、「交流及び共同学習」を行う児童生徒の障害について、どこまで教えたらいいですか？ 21

《実施》

- Q15 「交流及び共同学習」を実施するに当たって、通常学級の担任としてどのようなことに配慮すればよいですか？ 22
- Q16 いつも同じ教科での「交流及び共同学習」になってしまいます。別の教科で実施したいと思っているのですが、どんな内容がよいですか？ 23
- Q17 通常学級と知的障害のある子供たちは教育課程が違い、どのような内容で「交流及び共同学習」をすればよいでしょうか？ 24
- Q18 通常の学級の中にも配慮の必要な児童生徒がいる中、どのように「交流及び共同学習」を実施すればよいですか？ 25
- Q19 高等部の場合、高等学校と学習内容が大きく違うため、どのような内容で交流すればよいでしょうか。 26
- Q20 居住地校までの送迎や付き添いはどうなりますか？ 27

《事後》

- Q21 「交流及び共同学習」の評価はどのようにするのですか。 28
- Q22 「交流及び共同学習」の取組を、どのようにまとめ、日常生活の中に生かしていけばよいですか？ 29

《資料》

- 参考様式 1 居住地校交流について（お願い） 30
- 参考様式 2 居住地校交流年間実施計画について（お知らせ） 32
- 参考様式 3 第1回居住地校交流実施計画について（お知らせ） 33
- 参考様式 4 居住地校交流のお礼 34

「交流及び共同学習」に関する動向

1 国際的動向からの「交流及び共同学習」

「交流及び共同学習」の推進は、障害者の人権を守る国際的な流れの中から、我が国の重要な取組として進められています。世界の様々な国では、障害があることで不当な差別や不利益を受ける状況が多く見られ、障害のある人の人権を守る国際規範を求め 2006 年国連では「障害者権利条約」を制定し、世界各国の批准を呼び掛けました。（約 160 ヶ国批准：2015 年）

我が国では、国内法の整備を行い H26 年に批准し、障害のある人もない人も共に生きる共生社会を目指していくこととなりました。

その中で「交流及び共同学習」は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占め、国全体で進めていくと共に本県の新潟県教育振興基本計画でも、特別支援教育の重要な施策となっています。

これまでの主な条約・法令等の経緯は以下のとおりです。

年 月	関係条約・法令等	交流及び共同学習に関する主な内容
H19. 9	国連「障害者の権利に関する条約」に署名	・障害を理由として教育制度一般から排除されないこと。 ・個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
H23. 8	「障害者基本法」の改正	・可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮する。 ・交流及び共同学習の積極的推進
H24. 7	文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」	・共生社会の形成 ・インクルーシブ教育システムの構築 ・合理的配慮、基礎的環境整備の提供 ・交流及び共同学習の推進
H25. 6	「障害者差別解消法」成立	・「差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止 ・各自治体は差別解消の推進に関する基本方針を策定 ・相談や紛争解決の仕組みの整備
H25. 9	「学校教育法施行令」の一部を改正（就学関連）	・就学先を決定する仕組みの改正、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ
H26. 1	国連「障害者権利条約」を批准	・インクルーシブ教育システムの構築 ・合理的配慮の提供
H27. 8	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（案）	・差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 ・関係事業者における相談体制の整備 ・関係事業者における研修・啓発
H28. 4	「障害者差別解消法」施行	

2 次期学習指導要領で求められる姿から

文部科学省では、次期学習指導要領の検討の中で、今後の社会は少子高齢化、人口減、技術革新、グローバル化などの社会変化に対応する育成すべき資質・能力を示しています。その要素の一つに、社会や世界と関わる力として、多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度などが挙げられています。この多様性の尊重の中に、世界の人々、年代を超えた関わり、障害のある人と障害のない人との関わりなども含まれると考えます。世界が目指すインクルーシブな社会とは、このような多様な人々が社会で包括され、互いに尊重し協働していく社会であると考えます。

そのため、次世代を担う子供たちにとって交流及び共同学習は、今後より重要な教育活動となってくると思います。障害のない子供たちは、障害のある子供たちのことを理解し、どうすれば一緒に活動できるかを考えてくれます。これらの思考は将来のイノベーションを起こす力となることが期待されます。一方障害のある子供たちは、一緒に学ぶ経験から広い視野を持ち様々な可能性を見出して社会参加をしていくことでしょう。

次期学習指導要領には、今後の社会を築く人材育成の観点からも、今以上に交流及び共同学習の内容が多く含まれ、積極的に推進されていくものと考えます。



3 H28 年「障害者差別解消法」が施行されます。

国連の障害者権利条約批准のため、我が国において障害のある人への差別をなくし、障害のある人も障害のない人も共に生きる社会をつくることを目指すため「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月より施行されます。その主な内容は次のとおりです。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

各学校においては障害のある子供たちに合理的配慮を提供しなければなりません。学校生活における障壁は個々で異なるため個別に内容を検討し「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に記載することが大切になってきます。

併せて、交流及び共同学習を行う場合でも、活動する際に障壁となる事項に対して合理的配慮を用意していくことが必要となります。両校で確認・検討していきましょう。

《参考》

- ※ 内閣府では、本法律のパンフレット等を作成しています。
- ※ 合理的配慮の提供については、H27 特別支援学校教頭会編「合理的配慮実践ガイドブック Q & A」を参照してください。



4 「イベント交流」から「教科の共同学習」への質的変換

法令や文部科学省が示す共生社会に向けた教育の姿として、次の 2 点が今後の方向性を示していると考えます。

- ① 障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す。
- ② それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす。

これらの方向性から、今後はより一層交流及び共同学習が大変重要な取組となってきます。特に、授業内容が分かり学習活動に参加するという点は、これからの取組に大変重視していかなければならないことだと考えます。そこで、お楽しみ会の参加などイベント的な内容が多かった傾向から、教科学習に関わる内容への質的転換が必要になると考えます。しかし、子供たちの実態や学習内容・進度が異なることから教科の共同学習は難しいと考えられてきました。そのため、諸外国の例を参考に次の取組が重要になると考えます。

(1)小中学校等：誰にでも分かりやすいユニバーサルデザインを取り入れた授業

能力差のある学習集団を指導する場合、誰にでも分かりやすい授業を目指さなければなりません。ユニバーサルデザインの授業の取組では、課題提示の工夫、一人一人の表現方法の工夫、学習活動の工夫など、苦手な部分を他の代替え手段などで学習に参加できるよう工夫されています。視覚教材、マーキング、スケジュール提示、ICTなどを活用し、分かる・できる授業を進めましょう。

(2)特別支援学校：文化を同じくする共通教材や教科書教材などの活用

特別支援学校・学級（知的障害）では、小中学校等通常学級と教育課程が異なることから、教科による共同学習はできないと思われてきました。しかし、共通教材や教科書教材などを取り扱い、教材を共通化させることで共同授業は可能となります。ただし、その場合の学習のねらいや評価は小中学校等と特別支援学校・学級では異なり、それぞれが設定します。共通の文化を置き必要な配慮を用意すれば一緒に教科による共同学習も可能となるでしょう。

(3)教科による交流及び共同学習の効果

- ① 教科学習に取り組むと特別に時数を確保する必要がなく、予定通り学習が進められます。その場合、参加可能な教科や単元を考慮し選定していくことが大切です。
- ② イベント的な交流は準備や授業時数の関係から単発になりますが、教科学習は計画的に進められていくため、継続して取り組むことが可能となります。直接交流と間接交流を組み合わせる取り組みもよいでしょう。
- ③ イベント的な交流は、相互によく理解していない状態なので、支援の必要な特別支援学校・学級の子供たちに「してあげる・される関係」が起こりやすくなります。一方、教科の共同学習は同列に活動に取り組むことから平等感が得やすく、共生観の育成に効果的であると考えます。



5 「交流及び共同学習」から学びを深めたある実践・・・

ある特別支援学校小学部（知的障害）と近隣の小学校3年生が、図工の授業で海の生き物をテーマにした共同制作に取り組みました。はじめはお互いのことがよく分からず不安もあったけれど、授業を重ねる中で互いのできることが分かり、それぞれができることを組み合わせて作品を制作していきました。一緒に図鑑を見て気に入った魚を決めたこと、それぞれができる方法を組み合わせて作ったこと、お互いにいろいろな気付きと一緒に取り組む楽しさを感じながら、教室いっぱいに巨大な水族館を作り上げました。子供たちは、共に作品を作り上げた仲間となり、作品はみんなの宝物となりました。

その後、小学校の子供たちは一緒に勉強した経験を下に、総合的な学習の時間などで自分の気持ちの変化や工夫があれば一緒に勉強できることの発見を学習発表会で発表することにしました。「自分たちだけでやればもっと早くできるのに…」「みんなで一緒にやるから楽しくなるんだよ！」という心の動き、「〇〇さんの貼り絵は魚の模様に使おうよ」と工夫すれば一緒にできるという発見を劇や歌にして発表しました。体験だけで終わらず、道徳や各教科の要素を交えて総合的に学びを深めた実践でした。

一方、特別支援学校でも完成した作品と交流の写真を掲示すると、小学部の子供たちが作品を指差し、僕たちがみんなで作ったんだと教えてくれました。そして、今度は小学校の友達と一緒にサッカーの勉強をするんだと期待を膨らませ、様々な可能性に挑戦しています。

小学校3年生の友達が図工の共同学習をもとに作った歌詞を最後にご紹介します。

♪「友だち」♪（小3 歌唱曲「友だち」の替歌詞）

君のこと知らなかったよ 同じ目標めざすのに
君のこと知らなかったよ でも今日から友だちだね
笑うとき 遊ぶとき 作るとき 歌うとき
みんなで作る水族館が とても楽しみだね

君のこと分かってきたよ ちがう学校で学ぶのに
君のこと分かってきたよ もう僕らは友だちだね
悩むとき 選ぶとき 楽しいとき 嬉しいとき
一緒に過ごすいろんなときが とても楽しみだね



Q 1

「交流及び共同学習」はなぜ取り組まなければならないのでしょうか？

A

障害のある者と障害のない者が共に暮らす社会を目指すときに、交流及び共同学習は互いを理解するとともに有効な教育活動です。

1 交流及び共同学習の意義

前述したように、我が国は 2014 年に国連の「障害者権利条約」に批准し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指していくこととしました。



そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子供たちと障害のない子供たち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

障害のある子供が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の子供と共に活動することは、双方の子供たちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子供たちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

＜小学校学習指導要領＞（平成 20 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 4 の 2

（12） 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

＜特別支援学校小学部・中学部学習指導要領＞（平成 21 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 2 節 第 4 の 1

（6） 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中

学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

また、平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、第 14 条に以下のような内容が追加されました。

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。また、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。交流及び共同学習は、障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

< 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より >

2 世界のインクルーシブ教育

国連の「障害者権利条約」に批准した国は、約 160 カ国となり、世界の国々でインクルーシブ教育の取組が進められています。また、国際学力テスト PISA の上位 10 カ国を見るとインクルーシブ教育の先進国が多く見られ、多様性に対応した教育が注目されています。

フィンランドでは、インクルーシブ教育により、「できる・分かる授業」を推進し、学力の底上げが図られ学力差が小さくなることにつながりました。また、イタリアでは特別支援学校や学級が廃止されフルインクルーシブとなっていますが、日本が抱えるいじめや不登校の問題がほとんど発生していないという状況が見られます。各国の教育制度は異なりますが、今後の教育において参考となります。今日のインクルーシブ教育には、多様な者との学び合いによって、誰でも分かる授業づくり、課題解決力、イノベーションを起こす発想力など、これからの社会に必要な学力が期待されています。

併せて、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も契機としながら、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を明確に位置付け、「交流及び共同学習」の更なる充実を図ることも必要となってきます。



Q 2

特別支援学校(学級)と通常学級の子供たちそれぞれ に効果はあるのでしょうか？

A

最初に両者にどのような教育効果があるかを明らかにしておくことが大切です。そして、人間性の育成と教科等のねらいを立て進めることで効果が見えやすくなります。

交流及び共同学習を始める時には、両校で互いの教育目標に対してどのように貢献するかを整理しておくことが大切です。その上で、両校の子供たちの育ってほしい姿が見えてくると考えます。具体的に、障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習の側面」があるものと考えられます。両校でこれらの視点を参考にねらいを立て実践することで、それぞれの教育の効果が見えやすくなるでしょう。



主な効果と考えられる事項

各学校	期待する効果の例
特別支援学校 (学級)	・ 集団活動による社会性の広がりや意欲向上 ・ モデル児刺激による学習内容の深まりや思考の広がり など
通常学校	・ 障害理解や共生意識の育成 ・ 多様性の理解や共に活動するための工夫・開発・発明 など

例：交流及び共同学習の年間実施計画のねらい

- ・ 特別支援学校の児童と関わり、教科等の学習を通して一緒に学ぶことにより、該当児童に対する正しい理解と認識を深める。(〇〇小学校)
- ・ 小学校の児童と授業を共に過ごし、同年代の大勢の友達と一緒に学ぶ楽しさを味わいながら、お互いの理解を深める。(〇〇特別支援学校)

例：交流及び共同学習実施後の姿から

- ある小学校児童は、家の人から特別支援学校の友達について「障害という病気で別の学校で勉強しているから、優しくしてあげなさい。」と言われたが、一緒に勉強したら僕たちとぜんぜん変わらなかった。また、一緒に勉強したいと友情が深まり、一緒に勉強する工夫をみんなで一生懸命に考える姿が見られました。
- 特別支援学校の児童は、小学校の友達と一緒に走ったり、音楽をしたりして、自分たちよりも早く走ったり、上手にピアノを吹く姿を見て、いつもより集中して一緒に参加しようと一生懸命に取り組む姿が見られました。

Q3

「交流及び共同学習」を計画的に実施する上で、教育課程に位置付けることが大事だと言われています。具体的にはどのようにするのですか？

A

教育課程に位置付けるとは、具体的に指導計画を作成することです。交流及び共同学習の年間指導計画と単元単位の指導計画を作成して実施しましょう。

交流及び共同学習を授業時間内に行う場合は、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

教育課程に位置付けるとは、つまり年度当初から交流及び共同学習のねらいや年間指導計画などを作成し、計画的かつ組織的に進めることを指します。具体的には、下記の手順を参考に進めましょう。その際、特に注意してほしいことは、両校で活動に対する障害の配慮事項をよく確認しておくことが大切です。

- 1 両校で連絡を取り合い、交流及び共同学習の実施について確認を取りましょう。
- 2 両校における教育効果を検討し、年間を通した交流及び共同学習のねらいを立てます。
- 3 年間指導計画の作成（モデル案）
 - (1) 各学校の年間のねらい
 - (2) 対象となる児童生徒（学部、学年、人数、氏名等）
 - (3) 主な障害への配慮事項（合理的配慮の提供）
 - (4) 両校の担当者
 - (5) 活動計画（期日、教科名、主な活動 等）
 - (6) 評価方法（例：児童生徒の感想や自己評価、担当教諭の評価、活動ごとの評価、年度末の全体評価など）
 - (7) その他（事故等あった場合の責任の所在、送迎、引率などの情報及び確認事項 等）
- 4 単元単位の指導計画（モデル案）
 - (1) 単元名（題材名）
 - (2) 両校の教科等のねらい（教科のねらい、交流及び共同学習に関するねらいなど）
 - (3) 主な教材及び活動
 - (4) 主な障害への配慮事項
 - (5) 展開（学習活動、配慮事項など）
 - (6) 評価
- 5 その他



特別支援学校の児童生徒は、個別の指導計画との関連付けを十分に行ってください。活動後は、ねらいや目標に対する評価をしっかりと行いましょう。

Q 4

「交流及び共同学習」の形態はどのようなものがありますか？

A

直接関わるものや間接的なものなど、タイプ別にいろいろな形態があります。その特長を理解して効果的に取り組みましょう。

交流及び共同学習の方法には、幾つかのタイプと特長があります。それらを理解して効果的に取り組むことが大切です。

	形 態	主 な 特 長(○) と 課 題()
タ イ プ	校内交流	○ 同じ学校の特別支援学級と通常学級との交流。日常的に継続して取り組まれ、教科学習を主とする交流が多い。特別支援学級生が複数学年にまたがる場合、担任は多岐に渡るため通常学級に任せてしまい、把握しづらくなる。
	学校間交流	○ 特別支援学校と小中学校等との交流。特別支援学校所在地近隣の小中学校等との交流。 ○ 特別支援学校と小中学校特別支援学級との交流。近隣の学校又は市内の交流会などで実施。活動内容が合わせやすい。 ○ 特別支援学校と他の特別支援学校との交流。イベントや職業学習などがある。活動内容が合わせやすい。回数が少なく内容が行事やイベント活動などに偏りがちで、教育的効果が見えづらい。活動内容が合わせづらい。
	居住地校交流	○ 特別支援学校在籍生が、居住地の小中学校へ行って交流する。近所や地域の子どもたちとの交流ができ、学校は違っても地域で共に育つことにつながる。個人単位。回数が少なく内容も偏りがち。
方 法	直接交流	○ 直接関わり接する経験を通し、相互の理解も得られやすい。回数に制限があり、記憶が持続しにくい。
	間接交流	○ 手紙や作品などの交換を通じた交流。直接交流の前後に行うと効果的。作品などが残るため意識が持続しやすい。最近は、電子メールや TV 会議システムなどの活用も見られる。双方向のやり取りがしにくい。実感性が乏しい。



Q5

多くの小中学校には特別支援学級があり、日常的に交流学習を行っています。校内の交流と特別支援学校との「交流及び共同学習」について、どのように関連付けていくとよいのでしょうか？

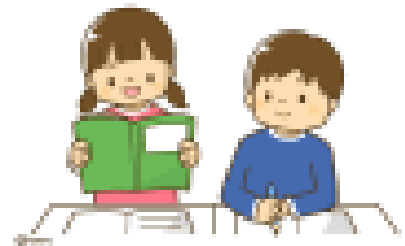
A

校内における日常的、継続的な交流及び共同学習の成果を基に、校外の特別支援学校との交流及び共同学習へと発展させていきましょう。

本県では、ほとんどの小中学校に特別支援学級が設置され、特別支援学級と通常学級間で日常的、継続的に交流及び共同学習が取り組まれています。併せて、特別支援学校の子供たちとの交流及び共同学習にも取り組んでいる学校もあります。これらの場合、校内の交流と他校との交流のねらいの違いや関連をどう図っていけばよいか分かりにくいと感じることもあるでしょう。そこで、それぞれの特徴や関連を整理してみました。

1 校内の交流及び共同学習について

校内の交流は、該当する学年を中心に日々の学習などで継続的に交流及び共同学習が行われています。そのため、通常学級の子供たちは特別支援学級の子供たちの事を身近に感じ、それぞれの発達段階で相互理解しているものと考えます。これらの日々の積み重ねが障害のある子供たちへの理解と共生感覚を育んでいくことでしょう。



2 特別支援学校との交流及び共同学習について

特別支援学校との交流及び共同学習は、それぞれの学校が違うことから直接接する機会が少なかったり、比較的障害の状態が重いためどのように接すればよいか戸惑ったりすることもあるかもしれません。

そのような場合は、校内交流で接し学んだ経験を基に、障害はあるけれどさらに地域の新しい仲間を「知る」「広げる」機会と位置付けましょう。



障害のある子供たちは、一人一人の可能性を伸ばすために必要な配慮を受け特別支援学級や特別支援学校で学んでいます。障害のない子供たちを含めそれぞれ学ぶ場は違っても、同じ地域で暮らし生きる仲間です。小さいときから共に学び、共に育つ機会や環境を用意しておくことは、将来における地域生活の基盤になると考えます。そのためにも、交流及び共同学習を積極的に進めましょう。

Q 6 「交流及び共同学習」に係る経費は、どうなるのでしょうか？

A

交流及び共同学習の経費の交通費は、バスや電車を利用したり、保護者が自動車で送迎したりする場合がありますが、国や地方公共団体から支給される「特別支援教育就学奨励費」の支給対象となります。

交流及び共同学習の交通費は、「バスや電車等の運賃、保護者等の送迎に係る自動車の燃料代等」があります。特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子供たちの場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。特別支援教育就学奨励費とは、障害のある子供たちが特別支援学校や小学校・中学校で学ぶ際に、保護者が負担する経費について、家庭の経済状況等に応じ、国や地方公共団体が補助する仕組みです。通学費、給食費、学用品費、修学旅行費等がありますが、交流及び共同学習費も対象となっています。ですから、交流及び共同学習の実施のため、バスや電車の利用運賃、保護者の運転による自動車での送迎に係る燃料代も補助となります。ただ、補助の状況は、保護者の経済状況等により異なりますので、在籍している学校にお問い合わせください。

Q 7 「交流及び共同学習」で事故が起きたときの責任の所在はどちらの学校にありますか？

A

交流及び共同学習の経費の交通費は、バスや電車を利用したり、保護者が自動車で送迎したりする場合がありますが、国や地方公共団体から支給される「特別支援教育就学奨励費」の支給対象となります。

交流及び共同学習は、在籍校の教育課程に基づいて実施されますので、原則として在籍校の責任となります。子供のけがや物を壊してしまう場合等の事故が考えられますが、起こってしまった場合は、在籍校と交流先とで連絡を取り合い対応しましょう。

< 子供がけがをした場合 >

交流先の協力を求めながら応急処置をします。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。

< 物を壊してしまった場合 >

状況を在籍校や交流先に伝え、謝罪をします。学校によっては学校賠償責任保険賠償責任保険等に参加している場合もありますので、お問い合わせください。



Q 8 「交流及び共同学習」での保護者との連携は、どのようにしていけばいいのでしょうか？

A

交流及び共同学習を進めるためには、保護者の理解と協力が必要なのは言うまでもありません。子供たちの実態を大事にして、欲張りすぎないでスタートすることが大切です。また、交流の様子や成長の姿を保護者に知らせることで、交流及び共同学習の理解がさらに深まります。

「交流及び共同学習」については、個別の指導計画や個別の教育支援計画等に明確に位置付ける必要があるため、本人や保護者の願いをもとに関係者が共通理解して、実施することが必要です。そのためには、保護者とはしっかり連絡を取り合い、子供たちの日々の成長を共有することが大切です。

1 前年度の3学期から準備に入りましょう。

特別支援学級の担任は、子供たちや保護者の願いを聞き、次年度の交流及び共同学習の計画を具体的に決めましょう。その際、欲張りすぎるのではなく、子供たちの実態に応じて負担にならないような回数や内容で考えることが大切です。

2 交流及び共同学習への参加をお願いしましょう

保護者にとって子供たちが交流及び共同学習へ参加する姿を見ることは、成長を確かめられる楽しみな機会です。他の子供たちと一緒に活動し、充実感や成長が伺える姿が、学校への信頼や交流及び共同学習の意味を深めてくれます。



3 日常的な情報を発信しましょう

交流及び共同学習の後は、連絡帳やノート、電話、メール等を使って様子を伝えましょう。また、通常の学級のたよりを特別支援学級（学校）の保護者に配布することも保護者との連携をとる上で大切な機会になります。日常的に情報を伝えましょう。

4 子供たちの成長の姿を共有しましょう

3学期には、1年間の交流及び共同学習のまとめをしましょう。その際、1年前の子供たちの姿と比べて、成長の姿を共感しましょう。保護者も交流及び共同学習についての理解が深まり、次年度の計画につながります。



Q 9

特別支援学校の子供が、居住地の学校と「交流及び共同学習」を行うことはできますか？

A

特別支援学校の子供たちが将来、居住地に帰って地域社会で生活することを考えると、居住地の学校の子供たちと交流及び共同学習を通して、お互いのつながりを深めながら社会性を育てることはとても大切なことと考えます。



障害のある子供たちが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、居住地の同世代の子供たちとの交流等を通して、地域生活の基盤をつくるのが大切です。

居住地を離れて特別支援学校に通う子供が、住んでいる校区の小学校・中学校に行き、その子供たちと一緒に行事に取り組んだり、遊んだり、勉強したりする交流及び共同学習の一つに「居住地校交流」があります。「居住地校交流」を行うことは、障害のある子供だけでなく、障害のない子供にとっても、地域社会の中で、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学んだり、思いやりの心を育てたりすることになります。

「居住地校交流」では子供の実態に合わせて、音楽会、運動会、児童会等の学校行事や学年行事への参加、各学級での教科の学習、お楽しみ会等いろいろな形で行われています。

「居住地校交流」を行うための一般的な手続きは、次のようになります。

- 1 保護者は、在籍する特別支援学校の校長に「居住地校交流」の希望を伝えます。
- 2 在籍する特別支援学校の校長から市町村の教育委員会に居住地校交流の希望を伝えます。
- 3 保護者の希望を聞いて特別支援学校の校長が居住地の小中学校の校長に交流受入れの確認をします。
- 4 確認がとれたら、特別支援学校の担当者が小中学校の担当者と打ち合わせを行い交流及び共同学習実施計画を作ります。
- 5 できた計画を保護者と確認し、交流及び共同学習を始めます。

保護者の協力事項がある場合には、理解を得て依頼をお願いします。



Q10

「居住地校交流」をしたいが、居住地の学校に特別支援学級がない場合はどうしたらいいですか？

A

「居住地校交流」では、特別支援学級など障害のある他校の子供と交流を行うことも大切ですが、障害のない子供と関わりを深めることも地域社会で豊かに生きるための大切な基盤となります。

「居住地校交流」のねらいは、特別支援学校の子供が、居住している地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の子供との関わりを通して生活の基盤をつくることです。

居住地の小中学校に特別支援学級がないからといって、居住地以外の小中学校の特別支援学級の子供と交流を行うことは「居住地校交流」の本来の目的から外れてしまいます。

居住地の小中学校に特別支援学級がない場合は、通常学級の子供たちと交流を行いましょう。その場合は、保護者のニーズを聞きとり、特別支援学校の担当者と小中学校の担当者又は学級担任とで、子供の実態をもとに交流内容等について十分に話し合って共通理解を図り、無理のない交流計画を作成することが大切です。

1 通常学級の様々な行事等への参加が考えられます

(例)

- ・校外学習（遠足、社会見学） ・ 文化的行事（文化祭、作品展）
- ・体育的行事（運動会、球技大会、マラソン大会）
- ・入学式や卒業式、全校朝会、学年行事や学級行事（お祭りやお誕生会）など



2 通常の学級の教科の学習への参加が考えられます。

(例)

- ・生活科「○○ランドで遊ぼう」 ・ 音楽の楽器演奏「音づくりを楽しもう」
- ・体育「表現運動」 ・ 家庭科「クッキーを作ろう」
- ・図画工作「カレンダーをつくろう」
- ・美術「壁面の模様を考えよう」など

なお、行事を交流内容として考える場合、居住地校の行事の運営に沿って参加することを基本としますが、子供の実態により参加方法や時間帯などを工夫することも大切です。

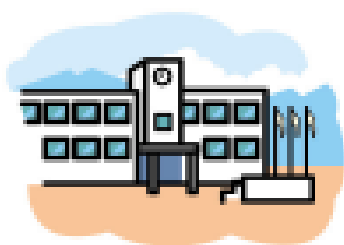


Q11

いろいろな事情から「居住地校交流」はできないので希望しなくてもよいですか。

A

「交流及び共同学習」は、いくつかの方法があり「居住地校交流」でも同じ方法で実施することができます。どのような方法なら交流ができるのかを考え、保護者の方に提案してみるとよいでしょう。



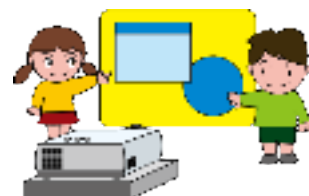
特別支援学校に通う子供は、学校を卒業すると居住地での生活が中心になると考えられます。このようなことから、地域における豊かな生活の基盤づくりに繋がる「居住地校交流」は、機会があれば実施することが大切であると考えます。しかし、いろいろな事情により、居住地の学校に行って交流することができない場合もあると思われます。

例えば、「交流及び共同学習」の方法には、直接交流だけでなく間接交流があり、居住地校交流もこの方法で行うことが可能です。すなわち、事情により居住地の小中学校に直接行って交流をすることができない場合でも、次のような方法による間接的な交流を行うことを通して地域の子供たちと関わりを深めることができます。

- WEBカメラを使っての自己紹介や活動紹介

状況によっては学習の参加も可能な場合も考えられます

- 学校だよりや学年だよりの交換
- ビデオレターによる自己紹介や活動紹介
- 作品や手紙の交換 など



このような間接的な関わり合いを通じて、地域の中で生活する障害のある子供とない子供の相互の豊かな人間性を育むことができます。そして、間接的な交流をとおして障害のある子供が、将来安心して地域活動に参加することに結び付くと同時に、障害のない子供にとっては、自然に友達を受け入れるための大切な学習にもなります。事情が許せば、居住地校の行事（運動会や文化祭など）を参観に行くことができるようになるかもしれません。

また、交流の形態の一つに、居住地校交流があり、地域のお祭りや催し物などに参加して、地域の方や地域にある物と関わる交流もあります。地域のお祭りや催し物は、小中学校をとおして案内される内容のものもあるので、小中学校からお手紙で特別支援学校に通う子供を誘うことも交流の一つと考えられます。

Q12 「交流及び共同学習」の事前学習は必要ですか？

A

交流及び共同学習の学びを、相互に確かなものにするために、事前学習は必要です。児童生徒の発達段階に応じて、無理なく学習を進めましょう。また、職員も十分に理解を深めておくことが必要です。

「共に行動する」「関わる」「ふれあう」、交流及び共同学習は、具体的な体験を通して、まさに「成すことによって学ぶ」機会です。この学びをより深めるために、事前学習に取り組みましょう。

1 児童生徒の学習

発達段階や理解の程度に応じて、相互に無理のない学習を進めましょう。次のような内容を参考にしてください。

(1) イメージをもつ

交流する学校や学級の情報を丁寧に伝えておくことで、イメージをもち、安心して「準備→交流→振り返り」の活動に取り組むことができます。

- ・交流する学校や学級の様子
- ・交流する児童生徒の様子
- ・活動内容やプログラム 他



上記の情報を学校間で共有しながら、分かりやすく児童生徒へ伝えましょう。

(2) 共に考える

「言葉で伝えることが難しいよ」「歩行や移動に時間がかかるよ」等、事前情報は、児童生徒が自ら適切な関わりを考える契機になります。どうすればうまくいくか、それぞれの経験やアイデアを十分に引き出し、学級全体で共有しましょう。

(3) 伝える力を育てる

「自分の気持ちの伝え方」「優しい伝え方」「やさしい言葉」「自己紹介」等、実際の活動を想定した、具体的な行動や関わり方を学習しましょう。

障害のない子供たちに対して、障害の正しい知識や適切な支援の方法等、事前の理解を図ることは大切です。しかし、最も大事なことは実際の体験を通じた学びや気づきです。事前情報は、あくまでも体験を補うものと捉えましょう。



2 支援者の理解

(1) 意義・ねらいの共有

交流及び共同学習は、これからの共生社会の礎を築く大切な取組です。学習指導要領等、関係する内容に目を通し、十分に理解しましょう。

関わる支援者間で、児童生徒の期待する姿を共有しましょう。特に、障害のある児童生徒は、交流及び共同学習の学びが、個別の指導計画の目標として設定されています。目標の内容や支援方法等について、具体的な行動レベルで共通理解を図りましょう。

Q 13

「交流及び共同学習」の事前準備が大変と言われますが、どんな準備が必要ですか？

A

ねらい、活動内容、移動方法、経費、保護者の要望等、管理職の指導の下、しっかりした準備と計画が必要です。ポイントを押さえ、組織的に進めることで、効率よく準備が進められます。

1 意欲の醸成

交流及び共同学習は、これからの共生社会の礎となる大事な取組です。多様性や一人一人の良さを認め合うことの素晴らしさを、児童生徒の発達段階に応じて伝えましょう。そして、まずは「もっと知りたい」「やってみたい」「自分にもできそうだ」という気持ちを十分に醸成しましょう。

2 実施計画の作成

学校間で取組を確実に共有するために、交流及び共同学習の実施計画書(以下、計画書)を作成しましょう。計画書に盛り込む内容は、以下の項目を参考にしてください。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) ねらい | (6) 保護者の要望 |
| (2) 活動内容 | (7) 移動方法 |
| (3) 児童生徒の実態 | (8) 非常時の確認 |
| (4) 個別に配慮すること | (9) 経費 |
| (5) 事前・事後学習について | (10) その他 |



上記はあくまでも参考項目です。学校や地域の実情に応じて、内容を吟味してください。

3 けがや事故等への対応

交流及び共同学習は、教育課程に基づく授業です。けがや事故があった場合、スポーツ振興センター法による災害共済給付の対象となりますが、その場合には実施計画書の提出が必要です。児童生徒の安全を確保する上でも、しっかりとした計画書を作成する必要があります。

4 組織での検討

特定の担当者が担うのではなく、組織的に、チームで進めることが大切です。

該当する学年や学年部、交流教育部や特別支援教育部など、校務分掌組織を十分に活用しましょう。例えば、分掌主任が窓口となって学校間の連携・調整を図るとともに、所属する職員が分担して検討を進めることが効率的な準備につながります。必要に応じて、管理職や特別支援教育コーディネーターの参加等、各学校の実情に応じた柔軟な組織運営が求められます。



4 管理職の指導

管理職の指導の下、実施計画の作成や取組の検討を進めましょう。実施計画の早い段階から、必要な情報の提供や相談を心がけてください。

参考 交流及び共同学習ガイドブック(岩手県立総合教育センター)

Q14 事前学習で、「交流及び共同学習」を行う児童生徒の障害について、どこまで教えたらいいですか？

A

交流及び共同学習は、相互に関わりながら体験を通して学ぶことが基本です。どうすればうまく関われるか、具体的な場面を捉えた学習を大事にしましょう。また、発達段階に応じて、世界共通の障害観を伝えていくことが、障害の理解や、その先の支援を考える上では有効です。

1 これまでの体験を通して

校内特別支援学級との交流、総合的な学習の時間における高齢者や障害のある方等との交流を通して、児童生徒は経験的に相手の側に立った適切な関わり方を学んでいます。これまでの体験を通じた学びを言語化、対象化することで、改めて気付きを生むことができます。

- ・ゆっくり話す。
- ・やさしい言葉、温かい言葉を返す
- ・目を見て、笑顔を返す。
- ・突然大きな声を出すとびっくりする
- ・挨拶や「ありがとう」を返すと気持ちがいい

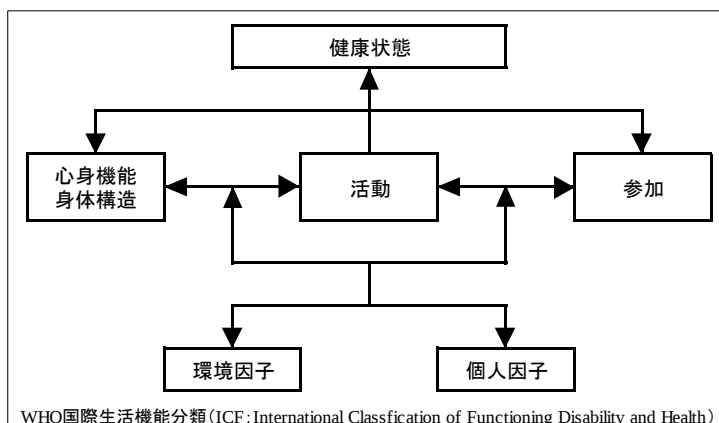
体験を通じた学びを振り返ることで、上記のようなポイントを、児童生徒の側から導くことができます。医学的、学術的な内容を伝えるのではなく、児童生徒からの主体的な気付きを引き出してみましょう。



2 ソーシャルスキルトレーニングを通して

児童生徒の気付きから導かれたポイントを、ソーシャルスキルトレーニングとして取り組んでみましょう。自分たちで見いだしたプログラムは、学習への大きな動機付けとなります。相手の側に立った適切な関わり方を、事前学習として取り組んでみましょう。

3 ICFの障害観



現在の障害の捉えは、WHO（世界保健機関）による ICF（国際生活機能分類）の捉え方が世界共通です（左図）。障害は、活動や参加をする上での制約であり、そこには環境因子、個人因子が関わるという考え方は、特に環境因子には、物的（施設設備等）・人的（家族、友人等）・社会的（制度、サービス等）環境が含まれます。言い換

えると、環境が整備され、適切な支援が提供されることで参加や活動が促され、障害による制約は排除されていきます。交流及び共同学習においては、共に学ぶ児童生徒や支援者も大事な環境です。「どうすればうまくいくか」「どんな支援が適切か」、相手の側に立って考えることが障害の理解につながります。

参加の制限、活動の制約となっている条件は何か、どのような環境やサポートが必要か、身近な生活を通して考えてみるのが大切です。

〈参考〉柘植雅義「特別支援教育」（2013、中公新書）

特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」



Q15

「交流及び共同学習」を実施するに当たって、通常学級の担任としてどのようなことに配慮すれば良いですか？

A

校内の特別支援学級との交流及び共同学習では、担任間の情報共有が大切です。児童生徒理解、学習のねらいや方法、評価等について十分に理解を深めましょう。障害のある児童生徒を包み込んだ学級経営の在り方が大切です。

1 個別の指導計画の理解と共有

特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」を作成しています。そこには、交流及び共同学習における目標や評価も設定されています。特別支援学級担任と連携しながら、障害のある児童生徒の特性とともに、目標や評価についても十分に理解を深めてください。

学籍上は異なりますが、対象となる児童生徒を包み込み、温かく支持的な学級経営を心掛けましょう。このような学級の雰囲気は、一人一人の良さを認めあう学級風土となり、他の児童生徒の人間関係にも良い影響を与えます。

2 児童生徒の気付きを大切に

様々な困難に対して、児童生徒と共に考え解決する姿勢を基本にしましょう。

周囲の児童生徒は、交流及び共同学習を通して共に学び生活する中で、障害のある児童生徒の特性を捉え、適切な関わり方を学んでいきます。

例えば、こんなアイディアがあります。児童生徒の言葉を紹介します。

- ・徒競走が苦手でも、テイクオーバーゾーンの端から端までなら一番短いし、リレーのルールにも合っている。頑張れるんじゃないかな（運動会リレー参加）
- ・バスケットやサッカーのゲームだと、攻めたり守ったりが大変。でも、コートに出たボールのスローインとか、フリーのシュートならできると思う（体育）
- ・リズム打ちが正確。発表会では打楽器が良いと思う（音楽発表会）

児童生徒と共に考えることで、様々なアイディアが生まれます。

指導すべき内容を、児童生徒に委ねることではありません。障害のある児童生徒の側に立ちながら、一緒に考え問題解決する姿勢を大事にしましょう



Q16

いつも同じ教科での「交流及び共同学習」になってしまいます。別の教科で実施したいと思っているのですが、どんな内容がよいですか？

A

一人一人の特性を生かしたり、教材の共通化や学習環境を工夫したりすることで、実施教科の広がりが期待できます。さらに、スムーズに進めていくためには、教育課程の見直しも必要になってくると考えます。

1 一人一人の特性を生かして

これまでは、音楽・図工(美術)・体育での交流及び共同学習が広く実施されてきましたが、一人一人の特性や強みを生かすことで次のような学習も考えられます。

(1)算数(数学)

視覚認知、図形の構成等が得意な場合は、「図形」領域への参加を工夫してみましょう。

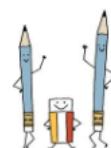
(2)理科

事象への主体的な関わり、具体的な活動は、課題への興味・関心、観察力を深めます。観察・実験、自然体験、科学的な体験等への参加を工夫してみましょう。

(3)社会・総合的な学習の時間

体験的な活動は、探求する力や地域を愛する心情を育てます。見学や調査をとおして、学校や地域、国土の特徴を理解する活動、歴史的な事象や関連する人物の働きに関する内容への参加を工夫してみましょう。

実施に当たっては、本人・保護者・担任の3者で、参加する授業や内容について十分に話し合しましょう。集団での学びで育まれた仲間意識は、卒業後の地域生活の基盤となります。将来の姿をイメージしながら指導及び支援に当たることが大切です。



2 教材・学習環境の工夫

(1)教材の設定

相互に教材を合わせることで、新たな学びが期待できます。広く実施されている音楽でも、学年毎の共通教材、児童生徒が好きなポップス等を教材として取り上げることで楽しさが共有でき、そこから新たな学びが生まれます。

(2)学習環境の配慮

書写は、流れが一定で分かりやすい学習です。道具の置き方、課題遂行の手続き、後片付け等、一連の流れを視覚化、構造化することで見通しをもち、安定して学習できます。

「わかる」「できる」体験は、相互に認め合う仲間づくりにつながります。

3 適切な教育課程の編成

国立特別支援教育総合研究所発達障害研究センターでは、「特別支援学級における自閉症スペクトラム障害のある児童生徒を想定した教育課程仮説案」として、次の4つのタイプを提案しています。

- | | |
|---|---|
| ・ Aタイプ(知的発達が標準)
学年相応の教科等+自立活動 | ・ Cタイプ(知的発達の遅れが中度以上)
知的障害特別支援学校教科等+(下学年の教科)+自立活動 |
| ・ Bタイプ(知的発達の遅れが軽度)
学年相応の教科等+下学年の教科等+自立活動 | ・ Dタイプ(知的発達の遅れが重度で行動上の課題が多い)
主として自立活動 |

A及びBタイプであれば、アカデミックな教科等(国語、算数・数学、理科、社会等)での交流も検討できるでしょう。C及びDであれば、特別支援学級での授業を基本に、体育や音楽、図工・美術、家庭といった教科等での交流が中心になります。あくまでも、児童生徒の実態を十分に踏まえ、身に付けさせたい力を明確にした教育課程の編成が基本になると考えます。

Q17

通常学級と知的障害のある子供たちは教育課程が違いますが、どのような内容で「交流及び共同学習」をすればよいのでしょうか？

A

各教科等の授業、学級活動や総合的な学習の時間、道徳、音楽会や運動会、文化祭等の学校行事、朝の会や帰りの会、給食、清掃等の日常的な活動等で設定できます。算数・数学、英語、国語などは取組数が少ない傾向にありますが、チャレンジしてみませんか？

交流及び共同学習の内容は、各教科等の授業、学級活動や総合的な学習の時間、道徳、音楽会や運動会、文化祭等の学校行事、朝の会や帰りの会、給食、清掃等の日常的な活動等で設定できます。その中で、障害のある子供と障害のない子供の双方にとって交流及び共同学習が有意義な時間になることを第一に考えて、その内容を選定する必要があります。双方の教育目標を明確にし、その目標達成のためには、どのような内容が有効なのか、関係者同士が共通理解して実施しなければなりません。

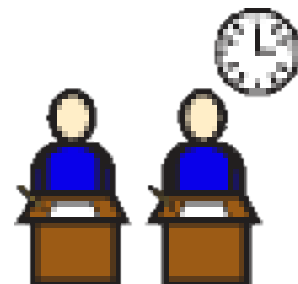
では、小学校と特別支援学校（知的障害）との交流及び共同学習の例をあげてみます。

近隣に位置する両校は、児童の交流会を年間5回程度行っています。その計画は、両校が交互に立案し、連絡会も交互に開くようにしています。教育課程上は、小学校は総合的な学習の時間と特別支援学校は生活単元学習に位置付けています。年度の初めに行う交流会を「出会いの会」と名付け、学年ごとに実施します。時間割は3校時に固定しています。以降の交流会を「ともだちタイム」と呼び、学級単位で3回程度の計画を組みます。場所や活動内容などは児童の実態に応じて柔軟に計画します。年度最後の交流会を「さよなら会」とし学年全体で交流会を行います。こうして1年間の活動は終了します。



次に、教科における交流及び共同学習について考えてみます。

通常学級の子供と知的障害のある子供の交流及び共同学習の内容は、例えば音楽や図画工作、技術家庭科、体育などの実技系教科が多く、算数・数学、英語、国語などは取組数が少ない傾向にあります。しかし、国語、算数(数学)、英語などの教科も可能性はありと考えます。例えば、国語の読み物単元の劇化、低学年算数の図形遊び、外国語活動の歌や遊びなど、教科の単元を精査していくと一緒に学べそうな内容が見えてきます。子供たちの実態を考慮に入れながら教科の内容を吟味し、活動に必要な合理的配慮や分かりやすく指導するユニバーサルデザインの授業の工夫があれば、一緒に学べる教科も増えてくると考えます。



両校の先生方の様々な授業アイデアを出し合い、共に学ぶ楽しさを味わえるよう取り組んでみましょう。

通常学級の中にも配慮の必要な子供たちが

Q18

いる中、どのように「交流及び共同学習」を実施すればよいですか？

A

障害のある子供たちに分かりやすい授業は、通常学級の中の配慮を要する子供たちにも分かりやすい授業となります。得意分野を生かし、交流分野や活動設定に配慮して実施します。

特別支援学校や特別支援学級の授業の特徴は、活動に見通しを持ち、学習課題を明確にして、理解や表現がしやすいように様々な支援を活用しながら学び、成功体験や称賛される中で学ぶ楽しさと生きる力を身に付けていきます。この考え方は通常学級の中での配慮が必要な子供たちの支援にもつながると考えます。交流をすることでより配慮の視点が明確になり、双方に効果が出てくると考えます。

1 ユニバーサルデザインの視点で授業を見直す！

学習活動などで子供たちが難しいと感じていることを把握し、支援を取り入れた工夫された指導では、全ての子供たちにとっても分かりやすく、学びやすい授業につながります。そこで、ユニバーサルデザインの視点で授業を見直すことが重要となります。視点として次の例があります。

いつまでに、何をどこまで行い、終わったらどうするかなど、時間とスケジュールの見通しを持たせましょう。

授業内容や発問は焦点化し、視覚化して示して学習課題を明確にしましょう。

板書の構造化や視聴覚機器の活用等を通して関心・意欲を引き出し、学習の理解を深めましょう。

少人数活動や班集団を学習活動に取り入れ、安心して学びに参加でき、疑問を出し合ったり考えを共有し合ったりしながら、学習を広め高めることにつながります。

スモールステップ指導で、「分かった」「できた」と実感できることを増やし、自信と達成感を持たせられるよう支援できるとよいと考えます。

2 共に学び合う体験を通して

通常学級の子供たちは、障害のある子供たちとの交流を通して、感じ方の違いや多様な表現の仕方を学び、これまでとは異なる視点で互いの共通性や可能性を再認識するでしょう。併せて、これらの経験が互いを正しく理解し合い、相手の立場に立って助け合い、より有効な支援を考え出すきっかけになることが期待されます。

交流及び共同学習を機会に温かな学級経営につなげていくことも大切な取組と考えます。



Q19

高等部の場合、高等学校と学習内容が大きく違います。どのような内容で交流すればよいのでしょうか？

A

教育課程や学習内容が大きく異なり、力の差が出てくる高校生時代ですが、自尊心を大切に可能な限り対等な立場で活動できるアイデアが重要です。それぞれの学校や学習内容の特色を生かし、高校生らしい活動を中心に組み込みましょう。

小中学校時代に積み上げてきた「交流及び共同学習」を、進路の選択や社会へ出る準備としての高校生時代に深めていくことはとても重要です。社会は、少子高齢化社会、福祉産業の求人増、障害者雇用の拡大、インクルーシブ社会の推進など、大学や職場、地域社会で共に活動する機会はますます増えてきます。社会に近い高校生時代に、互いを理解し尊重し、どのように一緒に活動できるかを考え出すクリエイティブな教育機会になることが期待されます。

高等学校と特別支援学校高等部は、大きく学習内容は違いますが以下のようなアイデアが本県並びに全国でも見られます。

【特別活動、総合的な学習の時間、学校行事】

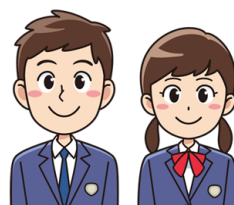
- 1 球技大会で高校と高等部生が混合チーム（又は学校別）を作り、サッカーやバスケットなどのゲームを実施
- 2 高校の体育祭でクラス対抗レースや合唱コンクールに特別支援学校が 1 クラスとして参加
- 3 高校の文化祭に特別支援学校が 1 コーナーを開設し、作業製品販売や共同イベントを開催
- 4 高校主催の携帯電話教室などの特別支援学校生が参加

【教科学習】

- 1 高校の英語、ラブソングを教材に学習の目的を英語で歌う高等部生と訳詞をする高校生の合同授業
- 2 高校の家庭科・フードデザイン、混合グループで調理活動や食に関する講義・演習に参加
- 3 高校の美術、高等部生も交え共同作品の制作活動に参加
- 4 特別支援学校の体育、高校生が障害者スポーツの体験学習（フロアホッケー、フライングディスク、ボッチャ、ゴールボール 等）
- 5 高校の職業科目、高等部生が職業に関する共同学習で参加（農業科：野菜栽培、工業科：木工作業、福祉科：介護福祉・演習など）
福祉科では、介護職員初任者研修の資格取得で高等学校の授業に参加する高等部生もいます。
- 6 特別支援学校職業科目への参加（清掃技能、喫茶サービス、福祉介護、クラフト、物流 等）
- 7 高校生と一緒に漢字検定の学習に参加し、資格試験に挑戦
教科学習への参加は、両校の教育課程が異なることから、どの教科内容で参加するか計画しておく必要があります。

【その他】

- 1 部活動及びサークル活動 等（吹奏楽の演奏会訪問、部活体験 等）
（フロアホッケーで高校生と特支高等部生の混合チームで大会参加）
- 2 共同の社会貢献活動（共同でクラフト作品を制作しバザー収益をユニセフに寄付、合同クリーン作戦、高齢者施設などで合同高校生カフェの開催など）



Q20 居住地校までの送迎や付き添いはどうなりますか？

A

居住地校までの送迎は保護者に協力を求めます。付き添いは、原則として特別支援学校の教員が行います。

居住地校までの送迎は、保護者に協力いただくことが多くなります。特別支援学校と居住地校との間、自宅と居住地校との間、自宅と校外学習等の場所との間など、様々な経路や時間帯が考えられます。保護者の協力が得られるよう早めに計画を伝えるなど準備しましょう。

居住地校交流の付き添いは、特別支援学校の授業であることから担当教員が付き添うことが原則となります。

また、子供の実態によっては、特別支援学校の教員と共に保護者が付き添うこともありますが、その場合は主体的な関わりを促すようそれぞれの役割を確認し、見守ったり橋渡しになったりするように連携しましょう。

あるいは、特別支援学校に残留する子供たちの指導があることから、担任が付き添えない場合もあります。その場合は、他の職員又は保護者に付き添いを委任するケースもあります。その場合には、以下の点について留意してください。

- 1 担任は、少なくとも居住地校交流の「始め」「中間」「最後」は付き添い、学習のねらいや配慮事項、評価について両校で確認するよう心掛けましょう。
- 2 付き添いを依頼する保護者には、授業のねらいと配慮方法などを説明し、終了後に様子を聞き取り評価の参考とします。また、相手校教師にも学習の様子を聞き取り評価の参考とします。

なお、学習活動中のけがなどには十分注意をしていただくようお願いしましょう。



Q21

「交流及び共同学習」の評価は、どのようにするのですか？

A

- 1 子供の評価
 - 2 授業の評価
 - 3 学校の取組についての評価
- 以上3つについて評価します。

交流及び共同学習では、具体的に評価することが大切です。そのためには、活動及びその前後の子供の様子等についてメモを取ったり、評価シート等を使って振り返ったりすることが有効です。

1 子供の評価

子供の評価として、以下の2つの面から評価することが大切です。

- (1) 各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか。
- (2) 活動を通して、相互理解がどのように進んだか。

1つ目は、交流及び共同学習は教育課程に位置付けられているので、教育課程に沿って評価することです。そのためには、事前にねらいを明確にしておくことが大切です。このねらいに応じて活動を具体的に評価し、各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたかを明らかにします。

2つ目は、交流及び共同学習の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかの評価です。絵や作文等で表現されたものや活動場面やその前後の子供の変容、学校だけでなく家庭や地域での子供の様子等で幅広く見ていきます。また、子供の変容をとおして、内面の変化に目を向けることも大切です。

交流及び共同学習は、回数を重ねると同じことの繰り返しになることもあります。きちんと授業や学校の取組についても評価し、活動内容や支援方法等を見直し、子供の実態や学校・社会の状況等に応じた活動に改善していく必要があります。授業の終わりや年度末等に、以下の観点を参考にして評価します。

2 授業の評価

- (1) 活動と教科・領域等のねらいや内容が合っていたか。
- (2) 支援が有効に働いていたか。

3 学校の取組についての評価

- (1) 学校としての取り組み方が適切であったか。
- (2) 学校として計画的に進めることができたか。
- (3) 家庭や地域等の発信が適切であったか。

この他、年間単位の長期的な視点で交流及び共同学習の実施前と実施後の子供たちの姿の変容を評価・確認していくことも大切になると考えます。



Q22

「交流及び共同学習」の取組をどのようにまとめ、
日常生活の中に生かしていけばよいですか？

A

関心を一層深めるようなまとめとして

- 1 振り返り活動
- 2 表現活動
- 3 広報活動

等があります。

交流及び共同学習を実施した後、活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいか等について、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、交流及び共同学習に対する関心を一層深めるようにすることが大切です。それによって、日常生活においても自発的な姿として現れます。

1 振り返り活動

- ・写真やビデオ等で振り返りをする。
- ・振り返りカード等を記入する。
- ・良かったことを発表する。(感想発表等)



2 表現活動

- ・感想や印象を絵や作文にまとめる。
- ・手紙、メッセージカード、ビデオレター等を作成する。
- ・プレゼントを作成する。



3 広報活動

- ・活動のまとめを廊下等に掲示する。
- ・活動の様子等を広報誌やHP等に掲載する。

交流及び共同学習を通して、関心の深まりが次回への期待感につながると共に、お互いの良さや共通点に気付くことで、子供が自分自身を振り返り、自分を見つめ直す機会にもなります。また、日常生活においても、子供同士の自然な関わりが広がっていくと考えられます。例えば、学校ではお互いに声を掛け合ったり昼休み等と一緒に遊んだりする姿が増えていくことが期待できます。そして、違和感や偏見がなくなることで、福祉やバリアフリー等について興味・関心を持ったり困っている人を支援したりする姿につながっていくことが期待されます。

資 料

参考様式

- | | |
|--------|---------------------------|
| 参考様式 1 | 居住地校交流について（お願い） |
| 参考様式 2 | 居住地校交流年間実施計画について（お知らせ） |
| 参考様式 3 | 第 1 回居住地校交流実施計画について（お知らせ） |
| 参考様式 4 | 居住地校交流のお礼 |

【参考様式1】

平成××年××月××日

××市立××小学校
校長□×××××□様

×立××特別支援学校
校長 ×× ××

居住地校交流について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から当校の教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、当校では社会性の育成や障害のある者となない者の相互の理解を深めるため、在籍児童（生徒）の居住地における交流及び共同学習を進めたいと考えています。

つきましては、貴校の学区に居住している児童（生徒）についてご理解をいただき、下記のとおり居住地校交流を進めさせていただきたくお願い申し上げます。

記

1 目的

当校に在籍する児童（生徒）が、居住地の小（中）学校における授業や行事への参加を通して、同年代の児童（生徒）と関わる楽しさや経験を広げたり、相互の理解を深めたりしながら共に生きようとする態度を育てる。

2 交流をお願いする児童（生徒）

××学部 第×学年 氏名×× ××（ふりがな） ×年×組（学級担任 ××××）
居住地 ××市○○（地区名まで）

3 内容

詳細については、当校学級担任から貴校○○先生に連絡させていただきます。その際当校児童（生徒）の実態及びご配慮いただきたい事項についてご相談させていただきます。

4 その他

当日は保護者が付き添い、原則として担任が引率します。

必要に応じて、担当者同士の打ち合わせ会を設定させていただきます。

交流及び共同学習についてご不明な点などありましたら、下記担当までご連絡ください。

【担当】

××立××特別支援学校

交流部： ×× ××

〒000 - 0000 ××市××000-00

TEL 000 - 000 - 0000

FAX 000 - 000 - 0000

【参考様式2】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市立〇〇小学校
校長 様

〇立〇〇特別支援学校
校長 〇〇 〇〇

居住地校交流年間実施計画について（お知らせ）

〇〇の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から当校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、年度当初ご承諾いただきました貴校区在住の当校児童(生徒)と貴校児童(生徒)との居住地校交流について、貴校担当者と相談の上、下記のように年間実施計画を作成しました。

つきましては、当校児童(生徒)が居住地域の児童(生徒)と共に学ぶ楽しさと社会性を養うとともに、両校児童(生徒)にとって教育効果が得られますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 目的

- ・特別支援学校の児童(生徒)と一緒に教科等の学習を学ぶことにより、該当児童(生徒)を知り共に学ぶ楽しさを味わう。(〇〇小・中)
- ・居住地校の児童(生徒)と授業を共に過ごし、同年代の大勢の友達と一緒に学ぶ楽しさを味わいながら、お互いの理解を深める。(小出特支)

2 交流生徒名

〇学部〇年 〇〇 〇〇 (ふりがな) 担任：〇〇 〇〇

3 交流対象学年(学級)

〇〇小・中学校 〇年〇組(〇〇人) 担任：〇〇 〇〇

4 障害に対する主な配慮事項(合理的配慮の例)

- ・車椅子を使用のため、階段等の移動時は介助支援をお願いしたい。
- ・言葉が出ないため、発表時などはイラストや付き添い教師の代弁で伝える。

5 交流の年間計画(予定)

回	実施期日	場 所	内容の概略・両校のねらい等	引率者
1 回	7月9日(木)	会議室	<英語> できることを紹介しよう ・「できる」「できない」という表現に親しむ。(小出小) ・英語の挨拶や「できる」「できない」の表現、英語の歌を聴き、発音に親しむ。(小出特支)	〇〇〇〇 保護者
2 回	11月上旬	第2音楽室	音楽	〇〇〇〇 保護者

交流及び共同学習における活動中の事故等については、当校のスポーツ振興センターの対象として対応いたします。

実施後、両校で評価を行い、次年度に引き継ぎます。

ご不明な点や不安な点がございましたら、担当職員までご連絡ください。

《担当》
〇立〇〇特別支援学校
小学部 〇〇 〇〇
電話 025-792-5412
FAX 025-792-9270

【参考様式3】

< 事務連絡 >
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市立〇〇小中学校
〇年〇組担任 〇〇 〇〇 様

県立〇〇特別支援学校
〇学部〇組担任 〇〇 〇〇

第1回居住地校交流実施計画について（お知らせ）

日頃より、交流及び交流学習にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、第1回居住地校交流を下記のとおり計画いたしました。お世話になりますがよろしくお願いし
ます。

1 目的

< 〇〇小(中)学校 >

- ・(教科のねらい) * * * * *
- ・(交流のねらい) * * * * *

< 小出特別支援学校 >

- ・(教科のねらい) * * * * *
- ・(交流のねらい) * * * * *

2 交流児童生徒名 〇〇特別支援学校 〇学部〇年 〇〇 〇〇 (ふりがな 〇〇 〇〇)

3 交流対象学年 〇〇小(中)学校 〇年〇組 (〇〇人)

4 交流期日 平成27年〇月〇日(〇)

5 障害に対する主な配慮事項（合理的配慮）

- ・言葉が話せないため、授業では二択などで回答できるように質問する。
- ・話し言葉の理解が難しいので、説明するときはできるだけ写真などを示して話す。

6 交流日程

時 間	場 所	主 な 学 習 活 動 と 配 慮 事 項
1	〇〇教室	・ * * * * *
2	〇〇教室	1 * * * * * 2 * * * * * 3 * * * * * 4 * * * * * 5 * * * * *
1	〇〇教室	・ * * * * *

7 引率 教諭 〇〇 〇〇
保護者 〇〇 〇〇

【担当】
〇立〇〇特別支援学校
〇学部 〇〇 〇〇
電話 000-000-0000
FAX 000-000-0000

【参考様式4】

平成○年○月○日

○○市立○○学校
校長 ○○ ○○様

○立○○特別支援学校
校 長 ○○ ○○

居住地校交流のお礼

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、今年度お世話になりました当校小学部（中学部）○年児童（生徒）の居住地校交流に際しましては、特段のご高配をいただき誠にありがとうございました。同世代の多くの児童（生徒）との学習は、当校の児童（生徒）にとって多様な考えやモデルとなる姿を知るなど、学習の深まりと豊かな人間関係を育む貴重な機会となりました。併せて、これらの経験から、両校の児童（生徒）にとっての共生意識の育成につながっていくことを期待しているところです。

なお、本年度の取組は両校担当者の評価と反省を下に、次年度の計画に生かしていければと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

文末になりましたが、貴職のご健勝と貴校のますますのご発展を祈念申し上げお礼とさせていただきます。

【担当】

○立○○特別支援学校

交流部： ○○ ○○

〒000 - 0000 ○○市○○○○○

TEL 000 - 000 - 0000

FAX 000 - 000 - 0000

「交流及び共同学習実践ガイドブック Vol.2 Q & A」

平成28年3月

新潟県特別支援学校長会